

奨学金返還支援制度導入企業ロゴマーク使用管理要領

(目的)

第1条 本要領は、奨学金返還支援制度の導入に対するインセンティブを付与することにより、当該制度を導入する大阪府内の中小企業の拡大を図るため、別紙に掲げる奨学金返還支援制度導入企業のロゴマーク(以下「ロゴ」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 ロゴの使用基準は次のとおりとする。

- 一 大阪府が実施する中小企業の人材確保・定着支援事業の趣旨に沿ったものであること。
- 二 ロゴの加工、編集又は改ざんを行わないこと。
- 三 営利を目的とした使用を行わないこと。
- 四 前各号に定めるもののほか、奨学金返還支援制度導入企業ロゴマーク使用マニュアルの内容を遵守すること。

(使用できる者)

第3条 ロゴは、使用基準に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- 一 各種関連法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- 二 大阪府の信用又は品位を害すると認められる場合
- 三 第三者の利益を害すると認められる場合
- 四 不当な利益を得るために利用しようとする場合
- 五 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- 六 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者が使用する場合
- 七 前各号に定めるもののほか、その使用が使用基準に鑑みて不相当であると大阪府知事(以下「知事」という。)が認める場合

(著作権等)

第4条 ロゴは、別紙に掲げるものとする。色彩は、原則として別紙に掲げる多色表示のほか、単色表示(白黒表示)でも使用できるものとする。

- 2 ロゴの著作権は、大阪府が所有する。
- 3 ロゴと誤認される類似の文字及び図形によるロゴの使用又は商標登録の出願をしてはならない。

(使用料)

第5条 ロゴの使用料は、無料とする。

(ロゴの使用申請)

第6条 ロゴの使用を希望する者は、知事に使用申請書(様式第1号)を提出し、その承認を受けることとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定に関わらず使用申請を省略できるものとする。

一 国及び地方公共団体が第2条に掲げる使用基準に沿って使用する場合

二 報道機関が報道の目的で使用する場合

三 大阪府の後援名義使用の申請団体が承認を受けた事業の実施にあたって使用する場合

3 使用申請は、使用を希望する者が自ら行うものとし、第三者による代理申請は認められない。

(ロゴの使用承認)

第7条 知事は、前条の使用申請があった場合は、第2条及び第3条に基づき審査を行い、ロゴの使用を承認するものとする。この場合において、知事が必要と認めるときは、ロゴの使用法その他について、条件を付することができる。

2 使用の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡することはできない。

3 第1項の規定による承認は、使用承認証(様式第2号)の送付をもって行う。

(遵守事項)

第8条 ロゴの使用にあたっては、第2条に掲げる使用基準を遵守するとともに、府民等に誤解を与えるような表示、表現を避けなければならない。

2 ロゴの使用にあたって要する費用は、ロゴを使用する者(以下「使用者」という。)が負担するものとする。

3 ロゴの使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、使用者は全責任を負い、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとする。

(使用内容の変更及び中止)

第9条 使用者は、承認内容に変更が生じた場合又はロゴの使用を中止する場合は、速やかに使用申請書(様式第1号)により知事へ届け出るものとする。

(ロゴの使用状況等の調査)

第10条 知事は、ロゴの適正な活用を図る上から必要と認める場合、使用者に対し、ロゴの使用状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(使用承認の取消)

第11条 知事は、ロゴの使用が本要領及び承認内容に違反していると認められる場合は、当該使用承認(承認内容の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)を取り消すことができる。

2 大阪府は、前項の規定による使用承認の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(ロゴの管理)

第12条 ロゴの管理は、大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課において行う。

(その他)

第13条 本要領に定めるもののほか、ロゴの使用管理につき必要な事項又は疑義が生じた事項については、関係者と協議の上、知事が決定するものとする。

附則

本要領は、令和8年10月7日から施行する。